

## 安平町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関し、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省令・国土交通省令第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 町民は、適正に管理されていないと認められる空家等を発見したときは、町に対し、その情報を提供することができる。

2 前項の情報提供については、空家等に関する情報提供書（様式第1号）を町長に提出する方法又は口頭その他の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 立入調査は、空家等の敷地に立入り、原則として外観目視調査及び施錠確認調査により行うものとする。ただし、外観目視調査のみで調査の目的を果たせない場合は、当該空家等の内部に立入り、柱や梁等の状況の確認をすることができるものとする。

3 立入調査は、法の施行に必要な限度において行うものとし、空家等の状態等の確認については別表第1及び別表第2により行うものとする。

4 法第9条第4項の規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）とする。

(助言又は指導)

第4条 法第14条第1項の規定による助言は、当該空家等の所有者等に対し、原則として口頭により行うものとする。

2 当該空家等の所有者等に対する法第14条第1項の規定による指導は、指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 前条の規定により助言又は指導を受けた者に対する法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項に規定する命令は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）により同条第4項の規定に基づく通知を行ったうえで、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第14条第7項に規定する通知は、意見聴取通知書（様式第8号）により行うものとする。

(代執行)

第7条 法第14条第9項に規定する代執行は、所有者等に対して相当の履行期限を定めた戒告書（様式第9号）を交付し、所定の期限までにその義務を履行しない者に対し、代執行令書（様式第10号）により通知して行うものとする。

2 法第14条第9項に規定する代執行にあたっては、執行責任者が立ち会い、その者が執行責任者であることを示すべき執行責任者証（様式第11号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(標識の設置)

第8条 法第14条第12項に規定する標識の設置は、標識(様式第12号)により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

## 老朽家屋不良度評定基準

所在地	調査日	調査員
安平町	年 月 日	

評定区分	評定項目	評定内容		評点	最高評点
① 構造一般の程度	基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10		50
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
② 構造の腐朽又は破損の程度	基礎、土台、柱又は梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25		100
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険があるもの	100		
	外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により下地が露出しているもの	15		
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
	屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりがあるもの	15		
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽又は軒が垂れ下がったもの	25		
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50		

③ 防火上又は避難上の構造の程度	外壁	ア 延焼の恐れがある外壁があるもの	10	50
		イ 延焼の恐れがある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
	屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
④ 排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	30

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評点内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

合計	点
----	---

空家危険度判定調査書

調査年月日 \_\_\_\_\_

調査員氏名 \_\_\_\_\_

【調査対象空家概要】

1. 物件の所在地 安平町 \_\_\_\_\_

2. 物件の所有者 氏名等 \_\_\_\_\_

3. 物件の使用用途 住宅・倉庫・店舗併用・事務所・畜舎・その他  
( ) \_\_\_\_\_

4. 物件の構造 木造・非木造 ( ) \_\_\_\_\_ 平屋・2階建・他  
( ) \_\_\_\_\_

《倒壊危険調査（目視）》

項目	危険度なし	要注意	危険
建物全体	傾斜、沈下なし	傾斜・基礎・柱 損壊	倒壊・一部倒壊

《飛散、落下物危険調査》

項目	危険度なし	要注意	危険
屋根、瓦	損壊、ズレなし	破損・ズレ (一部)	軒腐朽、瓦ズレ大
窓ガラス、 窓枠	割れ、破損なし	割れ・破損 (一部)	割れ・破損（全 体）
外壁	剥離、破損なし	剥離・破損 (一部)	剥離・破損（全 体）
その他 ( )			

《防犯、防火調査》

項目	危険度なし	要注意	危険
扉・窓	施錠・侵入不可	開錠・侵入可能	扉、窓開放状態
建物全体	不燃材使用	不燃材一部使用	可燃材多数使用
侵入者形跡等	形跡、情報なし	情報あり	侵入形跡あり

《内観調査》（見える場合）

項目	危険度なし	要注意	危険
床・天井	異常なし	腐朽・破損 （一部）	全体腐朽、破損大
柱・内壁	異常なし	腐食・亀裂 （一部）	全体腐食、亀裂大
その他 （ ）			

《周辺環境調査》（学校・園等・公共施設・国県市道・通学路・住宅密集地等）

項目	危険度なし	要注意	危険
距離、影響度	遠い・影響ない	中ほど、影響小	近い、危険性大

【総合判定・特記事項】

危険度（ 大 ・ 中 ・ 小 ・ なし ）

緊急度（ 至急・3か月以内・6か月以内・経過観察 ）

特記事項（ ）

安平町長 様

住 所  
氏 名  
連絡先

空家等に関する情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

空家等の状態	空家等の場所
	《 地図等 》
《 備考 》	

※ できるだけ詳しい空家等の状態をご記入ください。また、最寄りのバス停や公共建物など目印となるものを地図に記してください。

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

### 立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施するので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 立入調査の対象となる空家等
- 2 立入調査の日時 年 月 日（ 曜）午前・午後 時から
- 3 立入調査の趣旨及び内容



立入調査員証		第 号
所 属		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">刻 印</div> (写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の 規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
安平町長		印

※証明書の大きさは、縦80mm 横100mm

第 号  
年 月 日

様

安平町長

印

## 指 導 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認められました。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第1項の規定に基づき指導します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

### 勸告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきていたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、同法第14条第2項の規定に基づき勸告します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 勸告に係る措置の内容
- 3 勸告に至った事由
- 4 勸告の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

- ・上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては本勸告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

### 命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、  
年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、同法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、貴殿は、同法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、安平町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限 年 月 日

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

## 命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付 第 号により、同法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

### 記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、同法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込がないときは、同法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に安平町長に対し審査請求をすることができます。

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

意見聴取通知書

下記のとおり公開による意見の聴取を空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 6 項の規定により実施するので、同条第 7 項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用 途  
所有者等の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 意見聴取の日時及び場所  
日 時  
場 所

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

戒 告 書

貴殿に対し 年 月 日付 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等の（除却）※を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（除却）※を執行いたしますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- （1）所在地
- （2）用途
- （3）構造
- （4）規模
- （5）所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に安平町長に対し審査請求をすることができます。

第 号  
年 月 日

様

安平町長

㊟

### 代執行令書

年 月 日付 第 号により貴殿の所有する下記特定空家等を  
年 月 日までに（除却）※するよう戒告しましたが、指定の期日までに  
義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置  
法第 14 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますの  
で、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に  
基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の  
資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えま  
す。

#### 記

- 1 （除却）※する物件
- 2 代執行の時期  
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して 3 か月以内に安平町長に対し審査請求をすることができます。



執行責任者証

課長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

安平町長

㊟

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付 第 号）記載の建築物の除却

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

※証の大きさは、縦 8 0 mm 横 1 0 0 mm

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等  
所在地  
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限 年 月 日